

# やまなし子育て支援プ ラン推進協議会

日時：平成21年3月19日（木）

午後1時30分～

会場：ホテル談露館 2F 山脈

おことわり 議事録中の発言趣旨が変わらない範囲で、一部平易な表記に改めています。  
個人情報につながる部分は割愛しています。

午後 1 時 3 0 分 開会

司会 定刻になりましたので、会議を始めます。

それでは、まず初めに知事直轄で少子化対策と男女共同参画を担当いたします理事がごあいさつを申し上げます。

理事 皆様方、本日は御出席いただきましてありがとうございます。ただいま、司会からもごあいさつがありましたけれども、年度末の大変お忙しい中を、会長様を初め、皆様のご出席を賜り感謝申し上げます。また、常日ごろから本県の少子化対策、また子育て支援対策に大変なご協力をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げるところでございます。

今年はことのほか暖かく、すでにちらほらと桜がほころんでおりました。気温はそのような暖かい毎日が続いているわけですが、社会情勢、雇用環境というものがとても冷え切っておりまして、このような状況では子供を産みたいと言っている方たち、また結婚したいと思っている方たちがなかなかそういうふうにならないのではないかなと危惧しているところでございます。

申し上げるまでもなく、少子化問題は日本の存亡を左右するようなまことに重い課題でございます。社会全体で早急に、また全力で取り組まなければならない重要性と、また緊急性をあわせ持っている大きな課題ではないかと思っております。

昨年末、政府の子供と家族を応援する日本重点戦略会議では、ワーク・ライフ・バランスの実現と新たな社会情勢に対応する子育て支援策の再構築を車の両輪として掲げまして、着実に取り組んでいくこととしており、今現在、社会保障審議会少子化特別部会において給付とサービスを体系的、また普遍的に提供し、必要な費用を社会全体で負担していく新たな制度体系の検討を進めており、またその検討結果が私どもとしては大変期待されるところでございます。

県におきましては、本年度の具体的な施策といたしまして、乳幼児の医療費の窓口無料化、また妊婦健診の拡充、企業の子育て支援の促進、結婚したい人の出会いの場の創造など、これらの事業に取り組んでまいりました。来年度は地域の子育て資源を活用して、子育て家庭を応援する山梨子育てサポーターモデル事業などに取り組む予定でございます。

さらに来年度は平成22年度からの本県の子育て支援策の根幹を担う後期行動計画を策定

する大変重要な年となっており、現在、県民ニーズの調査など、県としての準備を進めているところでございます。

このような状況において、本日は県としての策定の考え方や、また今後のスケジュールなどをお示しさせていただきながら、計画が示すだけでも子育てに喜びを感じることができ社会的実現のため、先生方の忌憚のないご意見を賜りたくお願い申し上げまして私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司会 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思いますけれども、やまなし子育て支援プラン推進協議会設置要綱第5の第2項により、会長に議長をお願いいたしております。一言ごあいさつをいただきまして、議事の進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

議長 皆さん、こんにちは。ただいま理事のほうからお話がございます、この趣旨につきましても本当に皆さん、共感できる場所と思います。具体的な少子化対策というものが繰り返されて、子供が健やかに育つ環境づくりということから、エンゼルプラン、新エンゼルプラン、それから次世代育成、子育て支援などたくさんの施策が繰り返されてきました。そのことについて、なかなか効果が上がらないというふうに見えるのか、それとも着実に一步一步何かを実現してきているというふうに見えるのか、それら見方によって違うと思いますけれども、私は本当にわずかだけれども、何か変化しつつあるということは感じております。

ただ、やっぱり一番大切なことは、社会のあらゆる立場の方々が目的を共有して、具体的なプランの場面で実行可能なものを確実にやっていくということのほかはないであろうと、このように考えているところでもありますけれども、このやまなし子育て支援プラン推進協議会の要綱の中にも、県民一人一人がそれぞれの立場で子供たちの健やかな成長に関わって、そして社会全体で子供や子育て家庭を支援することを目的とするということが書かれてあります。山梨県という独自性の中でどのような子育てプランというものが可能であるか。

本日は、具体的な策定に当たって、県からご報告をいただきながら、もう一度目的を確認して、私どもの考えているところ、あるいはできるところを確認し合うということになるとと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事が滞りなく進行できますようにご協力をお願いいたします。お手元の次第に

従って議事を進めさせていただきます。

まず、計画策定の次世代育成支援地域後期行動計画策定の考え方について、次第の1から3までの一括のご説明を事務局よりお願いします。

事務局 それでは、後期計画策定の考え方についてご説明を申し上げます。

後期計画策定に当たりましては、本来国から示されました策定指針をもとに作業を進めていきますが、正式な指針がまだ出ていないという状況でございます。現在は案の段階で示された指針を参考に作業を進めております。そのため、近々この正式なものが示されると思われませんが、細かい点で修正箇所が出る可能性もございます。その際には必要に応じて、本日お示ししております資料についても修正箇所が出てくるかもしれませんので、あらかじめご了解をいただきたいと思います。

まず初めに、後期計画策定に当たりまして、前期計画を策定した時点と今では社会環境が大きく変わってきております。どのような点がどんなふうに変ったか、またどんな課題が今出ているのか、こういったことについて全国的な状況をまず説明をさせていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料1の1、次世代育成支援地域後期行動計画策定に当たっての背景の資料をごらんください。社会保障審議会の特別部会におきまして議論されたことですが、平成17年に日本の総人口は初めて減少に転じたとしております。出生数も全国で106万人、合計特殊出生率も1.26と、過去最低を記録したということでかなり話題になった内容でありました。現在は、全国で1.34、本県は1.35とわずかながら上昇している状況ではありますが、出生数自体は本県の場合には年々減少しているという状況になります。平成19年の出生数は初めて7,000人を割り込みまして、6,988人という状況でした。少子化の状況は依然深刻であると言えるかと思えます。

これらのことから、重点的にどういうことに今後取り組んでいくかということですが、継続的な就業環境の整備、それから保育環境の整備も当然していかなければならないと考えます。また、育児不安を抱えている保護者が多いということから、これを解消していかなければならないと考えます。

次に問題はどういうところにあるのかということですが、まず継続的な就業環境の整備に関して、就業している女性の約7割が妊娠・出産を機に仕事をやめているという状況があります。このやめた人の中で、家事や育児に専念をしたいという人も当然いるわけですが、退職勧奨されたとか、仕事と子育ての両立は難しいからということをやむなく仕事を

やめた状況が多くあると考えます。

それから、中小企業において、仕事と子育ての両立を支援していくということがなかなか難しく、子育て支援制度の利用が立ちおけている、制度はあるけどなかなか利用ができないという状況があること。また、男性の育児のかかわり方が十分ではない。このようなことが挙げられるかと思えます。

次に、保育環境の整備に関する問題点ですが、待機児童の抜本的な解消が全国的に図られていないということが挙げられ、全国で大きな問題になっております。少し前までは2万人いるとされた待機児童ですが、現在は4万人に拡大をしていると言われております。

それから多様な保育ニーズに対応できていない、子供の放課後対策のさまざまなニーズに対応できていないといったようなことも挙げられています。

次に育児不安の解消に関する問題点ですが、核家族化の進行や地域のつながりが希薄化してきたなどから、すぐに子育ての相談をできる人がいないという家庭が増えております。こうしたことから、子育ての孤立化ということが大きな社会問題になっておりまして、育児不安が増大しているという状況にあります。

こうした問題点を踏まえ、今後の方向性を考えるに当たり、やはり子育てをしながら働くことが普通にできる社会を作っていかなければならないということで、ワーク・ライフ・バランスの実現が急務の課題であると考えます。それから継続就労環境が整理されていない問題点においては、仕事の仕方や見直し等による効率的な業務遂行と長時間労働の是正が必要であるということ。企業の経営者や管理者が意識を変えなければならぬといった点が考えられます。それから保育環境の整備につきましては、産休とか育休が明けた後の対応として、特に3歳未満児の保育サービスの政策的な拡充が必要であるといったこと。研修を終了した家庭の主婦などが保育所に入れないうちの子供たちを預かるといったような、家庭的保育の弾力的な保育サービスの活用というのをも進めていかなければならないと考えます。

それから、育児不安の解消ですが、やはり孤立化していると言われている家庭は、多くの情報が収集できたり、他の方々と交流ができたりする場というものを提供することによって随分その不安は解消されていくのではないかとということから、歩いて行けるような近いところに子育て支援拠点を整備するといった取り組みが考えられると思えます。

では、引き続き、策定指針の説明をさせていただきます。

資料の1の2、次世代育成支援地域後期行動計画策定に当たって、策定指針案の新たな

要素についてという資料をごらんください。

ここにまとめてある事項は、前期計画における前回の策定指針に加えて、先ほど説明しました新しいものとして加えたものについて、主なものを整理してございます。まず、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項として、結婚や出産、子供に関する希望を実現するためには、就労と出産、子育ての二者択一の解消をしていかなければならず、そのためには働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現と、社会的基盤となる包括的な次世代育成支援の役割の構築、これは保育の子育て支援サービスの基盤の拡充などが挙げられると思いますが、こういうものを車の両輪として取り組んでいかなければならないという、大きく新たに追加された項目となっております。

これに伴い、市町村及び県の行動計画策定に関する基本的な事項といたしまして、1つ目として、仕事と生活の調和の実現の視点が挙げられます。仕事と生活の調和を実現した社会というのはどういうものかといいますと、これは策定指針の中にあるのですが、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働く、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方が選択・実現できる社会とされています。その実現のためには、地方自治体と企業などが連携し、みずからの創意工夫のもとに地域の実情に応じた展開を図ることが必要であるということなのです。

それから2つ目として、すべての子供と家庭への支援が挙げられます。子育ての孤立化の問題などから児童虐待等が増加していることを受けまして、社会的擁護を必要とする子供の増加などに十分対応できるよう、社会的擁護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な擁護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえた取り組みを進めることという内容で、具体的には児童擁護施設とか里親制度といった施策の整備を進めるとしています。

それから、3つ目として、ニーズ調査の実施の必要性が挙げられます。女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を把握できる内容で調査を行うこととしており、現在、各市町村では調査結果の集計作業を行っているという状況であります。国から示された項目には、母親の就労希望の項目にフルタイムで希望するのか、パートを希望するのか、そしてすぐに働きたいのか1年後なのかといった、新たに潜在的な需要を調査する事項が入っており、その潜在的なニーズを把握しようという内容になっております。

それから4つ目として、利用者の視点に立った点検・評価のための指標の導入が挙げられます。この次世代法に基づく対策におきましては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合

的な取り組みが必要であり、そのような取り組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、適時、点検・評価を行い、施策の改善につなげることが望ましいとしています。

それから最後に、PDCAサイクルの確立が挙げられます。これはプラン・ドゥー・チェック・アクションの頭文字であります。このサイクルを確立するということで、市町村は定期的に市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、行動計画に検討を加え、必要があると認めるときには、変更することや、その他の必要な措置を講ずることとしています。

続きまして、市町村における次世代育成支援地域後期行動計画策定に当たっての県の支援策についてという資料をごらんください。

年次計画策定の際に、市町村に各種県の支援策を示しております。今回も同様に、前回の内容をもとに今までご説明申し上げたような新たな要素を加えたものを作成しました。

この内容は11の施策に分けており、すべての家庭に対する支援、多様なニーズに対応した保育サービスの充実、母子の健康に関することなど、それぞれの現状と課題、それから施策の方向、県の支援策という形でまとめてございます。その内容について、ご説明申し上げます。

1ページ目をごらんください。すべての子育て家庭に対する支援の項目ですが、現状と課題、施策の方向、それに対応する県の支援策が整理をしております。

まず現状と課題ですが、病児・病後児保育の事業の充実が必要であるということと留守家庭児童に対して放課後の居場所づくりということが挙げられています。この事項はもともと前期計画においても取り上げられていた課題です。これとは別に、アンダーラインが引いてありますが、すべての子供を対象として放課後や週末等に地域の方々の協力を得て学習さまざまな体験活動、地域住民と交流活動等を行うことができる安全・安心の居場所づくりの推進が必要であるという事項ですが、これが今回国が示した施策の方向性の中から新たな項目として加えられたものです。

そして、この現状と課題に対応する施策の方向としましては、そこに記載しておりますように、すべての子育て家庭を対象とする子育て支援サービスの提供に当たっては、地域の実情を十分に把握して、多様な子育てニーズに対応したサービスを提供する必要があること。放課後児童クラブ及び放課後子供教室は地域のニーズや実情を踏まえて関係機関の連携を促進する必要があることと提示しております。

それに対応する県の支援策がそこに記載されております病児・病後児保育事業や放課後児童健全育成事業など7つの事業が提示されておりますが、これはそれぞれ国・県の補助事業に基づいたものでございます。県の支援策としてはこういう助成事業があるというふうなことを例示してあります。

県の支援策において丸印がついてあるのは、数値目標を示す項目を表しております。ですから、市町村はそれを参考に、丸印の項目については数値目標を設け、またそうでない項目については地域の実情に応じて独自で取り組みを実施して目標を定めていくということも必要ではないかと思えます。

以下、それぞれ11の項目について、今ご説明申し上げたような形で整理してあります。市町村がこれをどのように扱っていくかということですが、市町村はそれぞれの地域の実情に応じた支援策を、この県の支援策を活用していただきながら、前期の政策を見直し、さらにニーズ調査を実施しておりますので、その結果を踏まえて独自の課題などが何なのかということを検討した上で具体的な施策を行動計画に盛り込んでいくこととなります。

これ以外の項目として学校教育に関係することとか、児童の安全・安心に関する事項なども関心のあるところですので、2点ほど新たな項目としてご説明させていただきます。

4ページをお開きいただきたいと思います。

保育所の保育指針が改定されまして、この4月に施行となります。これに基づきまして現状と課題に2項目ほど新たな項目として付け加えてございます。保育所保育指針を踏まえた保育の質の向上、保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保などに努めることが必要であるということ。それから認定こども園の設置促進など、地域や就労の実情に応じた取り組みを推進していく必要があるという項目が加わっていますが、それに対する県の支援策として、安心こども基金事業を掲載しております。

この安心こども基金事業について御説明申し上げます。現在、国において待機児童ゼロ作戦を積極的に展開しているわけですけれども、その中で子供を安心して育てることのできる環境を整備していこうということで、今年度から3年間の集中的な新たな保育需要への対応に対する事業を実施するということで、本県でもこの基金を設置いたしまして、今後新たな事業として展開をしていくこととなります。内容的には保育所とか認定こども園の施設整備ですとか、あとは課題に載せてあります保育士の育成、資質を高めるような研修に要する経費などがこれに対応するものとなっております。

次に19ページにあります子供の権利保障のための支援の推進という項目ですが、今大き

な社会問題になっております児童虐待に関するもので、早急に解決すべき重要な課題であると考えます。関係機関と連携した虐待発生の予防とか早期発見・早期対応から、虐待を受けた子供の自立につながるまでの総合的な支援が必要であるということ。また、その対応としましては福祉関係のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関が協力体制を構築して、相互に情報を共有することが不可欠であるといった内容が新たな内容として加わっております。

それに対しまして、施策の方向としては、乳幼児健診の際などに虐待を早期に発見できるような形で小児科医を活用した面接相談を推進するとか、あとは早期発見・早期対応ということで、広報活動などを通じまして地域の皆さんに早めに通報をしていただくという事業も展開するとしています。これに関する県の支援策としましては、やはり子育てに不安を抱えている保護者が多くなっていることから、交流の場及び情報提供の場を増やすための地域子育て支援拠点事業をさまざまな形で展開するという、あと虐待の問題に関する啓発事業の実施や子供の療育・発達相談事業、児童虐待相談担当者の研修会の開催など具体的な県の支援策として記載されております。これらの内容を参考にいただき、市町村においては詳細な行動計画を策定していただくということとなります。

雑駁でございますが、事務局からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。1から3までのご説明をいただきました。後期計画策定に当たっての国の考え方、あるいは県の支援施策についてのご報告をいただいたわけですが、この件につきましてご質問やご意見をお伺いしたいと思います。

委員 事務局からの説明では特に保育に関係する説明が多かったようですので、2つほどお尋ねしたいと思います。

1つはこれらの施策を推進するに当たって、各市町村のアンケート調査というものも生かしているということですが、施策を進行するときには点数制での評価、数の上での評価というようなものが現在は主流であると思います。現在、病後児保育をしていますが、その中で今度は利用人数という形で補助金が策定されていますが、僕の考えというのは、確かに1人当たりの数というようなものを数字で出すときに、その人口規模の中、あるいは甲州市であれば甲州市の中で子育てをしている家庭がどのくらいあるのかという比率の中で、例えばパーセンテージを出していただきますと、都市部との比較の中でおもしろい結果が出ると思います。

都市型と対比する中では、地方においてはやはり人口規模というところから算出をする

形でのパーセンテージを使うほうが、より地域性が出るのではないかと思います。そして、地方の状況に合わせたときに、果たして山梨県では一体何を推進していかなければいけないのかという答えがもう少し明確になるのかなという思いがありますので、それを一つ提案させていただきたいと思います。

それから、学童保育のニーズも確かに高まっていますが、学童保育を遂行していく中でちょっとした悩みがあります。学童保育の受け入れを増やしていく方向ではあるのですが、定員以上来たときに果たしてどういう対策をするのかということが、多分自治体では確立されていないと思います。

現在、20名及び70名の定員枠を持っていますが、70名定員のところに76名の児童が申し込まれていますので、いわゆる定数から6名がオーバーした形になります。それらの方をお断りすると、保護者の方など学童保育が使えないという不満を感じると思いますが、そうかといって、定員を超えたサービスをしていきますとやはりけがが多くなり、サービスの低下につながります。ですから、一つの県の計画を策定するには、現在運営している事業主の疑問点などの話も聞いて、現状を見ていただく中で、施策に反映していただければありがたいと思います。

議長 ありがとうございます。大変重要なお話をいただきました。2点でございますけれども、最初の病後児保育の数のとらえ方について人口規模で地域性を出すためにこれをもう少し詳細にとらえていただきたいというようなことであったと思います。2つ目は学童保育の定員オーバーへの対応のようなことについて、利用者側や運営側の事業者の意見の反映についてはどのような方向をお持ちになっていらっしゃるか、その2点についてのご質問だと思いますけれども、事務局から回答をお願いいたします。

事務局 ただいまの1点目の、これは提案という形になるかと思いますが、山梨県での事業の基準が都市部と同じでは無理があり、地域の実情を踏まえたような形の事業を実施していくことは当然考えていかなければならないと思っております。他の事業においても国の基準に対し、そこを緩和するための県の補助制度もありますので、今お話をお伺いしたことは参考とさせていただきます、今後の検討課題とさせていただきます。

2点目の学童保育、放課後児童クラブのことですが、最高で70名という形で今は事業が運営されております。国の補助制度もそういう形でございますけれども、70名を超える場合につきましては、そのクラブを分割するなどの対応が必要かと思っております。やはり70名より増えると今お話がありましたように、危険度が高まるなど、マイナス面もございますの

で、さらにまたクラブを1つ追加して、人数を半分に分けるよう国の指導もあります。

議長 定員70名を超えたら分けるようにというご指示と言うことですが、地域の実態として、このわずかなことのためにもう1つクラブをつくるということは物理的にも不可能だという事業主の意見も含んでのご質問だと思いますが。

委員 年々申し込みが多くなるのは事実でして、実際今50名のところで58名の受け入れを決定しました。委託事業ということで、責任は事業主にありますが、スペースや設備面において、急に対処することが当然できないということもあります。

ですから、ある程度早いうちに学童に対する要望というものを吸収していただき、それなりの早い時点での対策を練るということが当然必要だろうと思いますが、ニーズを把握する調査が遅れば、やはり後手に回ってしまうということです。

ニーズ調査に関して1つ付け加えさせてください。調査も普通のアンケートという形になると、実は生かされていないような意見がひとり歩きすることがあったこともあります。学童保育を次年度からは市では夜の7時までにするのが急に2月に決まりまして、土曜日も7時までにするということになってしまいました。それはどこからどういう情報が出たのかわからないうちに急に記事になり、現在保育所におきましても夜の7時まで開いているところがあります。なぜそうなったかという、市からは調査結果に基づき対処したとの回答がありました。そういう何か出どころがしっかりした形での調査を行っていただきませんか、地域の中の意見ではないだろうなと感じます。

ですから、どういうところでどういう形の声を反映していくのかということも視野に入れながら、従来よりも少し違った形での調査方法があってもいいのかなと思っていますが、やはり大勢の方の意見が全体的な中で集約されるような、そんな意見のまとめ方をしていたいただければと思います。

議長 ありがとうございました。ほかにご意見ございませんか。

委員 5ページの母子の健康の確保、相談体制の充実に関する事項ですが、現在、日本全国で地域医療が崩壊しかかっているという話を聞きます。山梨でも同じだと思います。

それを踏まえて、現状の問題点ということを見ると、ここに挙がっていることももちろんそうですが、安心してとにかく出産できる場の確保、専門家の確保といいますが、そういうシステムの確保ということとはとても重要なことではないかと思うのですが、ここに入ってこない何か理由があるのでしょうか。せっかく妊娠したのにきちんと産んでいただくような場が確保できないのではどうかと思います。その辺をぜひ文言として入れていた

だければと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 県の支援策を策定するに当たりましては、現状と課題部分は国から示されているものがあり、それに基づいた新たな項目を加えているのですが、今の出産に関わる問題につきましては、本当に大きな課題です。これは県全体でもいろいろ考えて、関係課において様々な施策を今も進めているところであります。県の計画に加えるということも必要かと思えますし、また市町村でもそれぞれの地域の実情に応じた形で、あくまでも参考資料として加えていただくような形になるかと思えますので、この点については御理解をいただければと思います。

議長 よろしいでしょうか。この課題について、県として独自に対応することになると、安心して出産できる場の確保というのは、どのページのどこの部分に入るものでございましょう。

事務局 施策体系は11項目に分けてありますが、母子健康の確保の項目に入るかと思えます。

議長 わかりました。ほかにございませんでしょうか。11項目ございますので、お目通しいただきながら、特にそれぞれの委員の関連するところで具体的なご意見をいただければありがたいと思います。

委員 項目の内容ではないのですが、いよいよ後期計画を立てるということで、各市町村においては、どのようなメンバーで、どういう形で策定を進めていくのでしょうか。先ほど話があったような非常に少数の意見で全体が決まってしまうようなことや逆に地域全体のニーズがうまくとらえられなかったり。最近テレビで取り上げられているのですが、例えば10代で母親になった方たちが集うところがないので、自分たちで集まってサークルをつくってやっている姿が、よく放映されています。そういった方たちの悩みや希望なども非常に少数意見かもしれませんが、各市町村で計画を策定するときの吸い上げるのでしょうか。

議長 ありがとうございます。各市町村がどのように策定を進めるかということですが、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 各市町村において後期行動計画を策定するにあたり、住民のニーズ調査を実施し、その結果を勘案しながら目標設定をすることになっていきます。このニーズ調査につきましては、昨年8月に国のほうから、調査方法や調査項目について参考例が提示されています。それは、それぞれの家庭での子育てと就労環境、近隣に助力を求めることができる

親族がいるかいないか、相談できる友達等がいるかいないか、そういうところまで含めた上でのニーズ調査を、市町村において実施しています。

また、それぞれの市町村でほぼ同じ形であると思われませんが、各市町村で設置する地域協議会に学識経験者ですとか福祉、保健、教育関係者、そして子育て支援に関係する方々ということで、それぞれの地域の実情を把握している方々にメンバーになっていただきまして、ニーズ調査結果や各種データを踏まえて、策定を進めていると考えていただいてよろしいかと思います。

議長 ありがとうございます。市町村で実施している調査の内容や方法が本当に新しいニーズをつかめているか、委員のご意見ももっともだと思います。また、10代で母親になった方々の少ない意見も反映できるような協議会のメンバーなのかという間かと思いますが。

事務局 各市町村においては来年度計画を策定するに当たり、相応のメンバーによる協議会の構成や住民の意見をしっかりと反映するよう調査を続けるなど総合的な形で進めていくと思います。

議長 ありがとうございます。県におきまして市町村に対する指導・助言をお願いします。それでは、次に1の4の県政モニターアンケート調査の結果概要についてのご説明をお願いいたします。

事務局 資料の2の県政モニターアンケート調査結果の概要についてという欄をごらんいただきたいと思います。

この調査内容につきましては、委員の皆様には書面でアンケート内容を協議させていただいたものですので、ご承知をいただいていることと思います。調査は本年の1月20日から30日までの間に実施しました。調査方法は県政モニター502人を対象に調査を実施しておりまして、このモニターの中には一般モニターとインターネットモニターというのがあります。一般モニターにつきましては郵送で、それからインターネットモニターについてはインターネットでそのまま答えていただくという方式で、回答数が368件、回答率が73%でございました。

細かい内容については担当から説明させていただきますが、3の調査の全体的な傾向をご説明させていただきます。アンケートは各項目において、重要度とか満足度を聞く形式としています。それを非常に重要というランクから重要でないというランクまで5段階で数値化をしてみますと、全体的な傾向がつかめます。子育て支援の施策の重要度について

は、全体で1.306でした。前回は1.316ということでほぼ同程度変化がありません。満足度につきましては、前回はマイナス0.331、今回がマイナスの0.049ということで、満足度は多少上昇している結果が得られました。詳細については担当者から説明させていただきます。

事務局 よろしくお願いいたします。

それでは、特徴的なところだけ幾つか説明させていただきたいと思います。

まず、今回の調査で新たに加えた項目としまして、問16のワーク・ライフ・バランスに関する質問と問18の女性の就労に関する質問があります。特に女性の就労に関連して、平成20年版の少子化社会白書によりますと、労働力人口の推移と見通しというところで、少子化の流れを変えられない場合は2050年に労働力人口は現在の3分の2まで減少するというような推定をされております。家計の安定とか、働く意欲などの要因はありますけれども、女性の就労がなければ労働力が維持できなくなるおそれがあるということがここで示されておりますので、今回新たに設問に加えたということです。

それから、問22から問25では母親の健康や保育所との連携について、問26から問33では食育に関する事項について、問88で仕事と子育ての両立に関して質問しています。

続いて、回答の傾向ですが、全体としましては、重要度は前回と同様高い数値を示していますし、満足度は前回に比べて0.3程度改善しているということになります。個別に見ていきますと、問36の重要度が1.86と高い数字になっていますが、ここは小児科医であるとか産婦人科医の医師不足について質問しており、昨今の報道の効果もあって、非常に関心が高いということが分かります。

それから問48の重要度が1.68と高い数字になっていますが、ここでは、いじめ、暴力、少年非行等の問題行動や不登校に対する質問をしています。これは皆さんもご存じのとおり、昨年、学校基本調査速報で平成19年度の県内の中学生の不登校率が話題になったかと思えます。こんなことも影響して重要度の高い結果になったと考えます。

また、問80、問82の防犯対策に関すること、問89の交通安全に関するものがそれぞれ1.6を超えて重要度の高い項目となっております。

続いて満足度が高い項目はどうなっているかご説明いたします。今回満足度が高い項目としましては、問29の乳幼児検診や訪問指導、相談事業に関する事項で0.26となっております。これは全戸訪問事業ということで、市町村の保健師さんなどが生後4カ月までのお子さん宅を訪問するこんにちわ赤ちゃん事業が開始されたなどが評価されたのではないかと

考えます。

それから、問45の地域と学校との連携や協力による多様な体験活動の推進に関する事項で満足度が高くなっています。これは社会教育であるとか、体験学習であるとか、世代間交流であるとか、こういった活動が評価されたのではないかと考えます。

それから、問53のスポーツ環境の充実、問57の家庭教育に関する情報提供、問90の交通安全教室、問92チャイルドシートの普及啓発に係る事項についても満足度が高いという結果が出ております。

逆に満足度が低い項目は何かというと、問67の出会い系サイトや有害情報等、子供を取り巻く有害環境対策の推進の項目が満足度-0.37と低い結果となっています。インターネットに絡む犯罪とか、闇サイトに対する対策に関して満足度が低いという結果になっております。

それから、問71及び問75のバリアフリー化の項目、問83の防犯設備の項目で、施策の推進を望む結果となっています。

次に、前回の調査と比べて非常に重要度が上がった項目をご説明します。問52の学校におけるスポーツ環境の充実、問56の家庭教育に関する情報提供、問62の自然環境と地域の教育資源を活用した体験活動や世代間交流の推進、問64の多様なスポーツニーズに応じた環境の整備、問66の有害環境対策の推進などに対する施策の推進が重要であるという結果がでております。

次に、前回よりも重要度が下がった、これは施策がある程度浸透してきたものと考えてよいかと思いますが、問28の個別訪問や相談事業、問60の愛育会や子育てサークルなどの活動支援や子育てを支援するネットワーク形成、問84の働き方の見直しの関係などがあります。これらは関係するNPO法人の活動や市町村における啓発・啓蒙活動やサークル関係の方々の活動によるものと考えます。

それから、前回よりも満足度が上がった項目を説明しますと、問37の休日や夜間における小児救急患者への医療体制の充実、先ほども話しましたが、県内2カ所目の小児初期救急医療センターの建設が評価されたということが言えるかと思えます。

それから問49の、いじめの問題や問67の有害環境対策の推進、問81の防犯設備の整備、問85の働き方の見直し、仕事と子育てを両立するための保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポート等の設置の促進などは、前回の調査に比べて満足度は上昇していますが、まだまだ施策を強力に推進していく必要があると感じているモニターが多い結果とな

っています。

以上、個々の特徴的なところだけ拾いまして説明を申し上げました。

議長 ありがとうございます。ご説明いただきました。モニター調査の結果の概要についてのご質問がございましたらお願いいたします。

委員 質問ですが、この県政モニター、資料2のほうの一番下に県政モニター調査結果については市町村が実施する住民ニーズ調査の集計結果を補完する形で計画策定に生かしていくと記載されていますが、どんな形で補完されるのか、確認させてください。

ちょっと疑問に思ったのは、資料2のアンケート対象の年代です。もちろん県政モニターですから、子育て中の親ではない、対象者が親ではないモニターの方もおられます。今回のアンケートでは、例えば男性の場合、174名のうち50代以上が118人いますが、多分客観的に50代以上となると18歳以下の子育て中の方は少ない人数になってしまうと思います。特に今回子育て支援に関するプランとして、40代以上を含めるとほとんどの方が入ってしまうし、また女性のモニターの方々も50代以上が100名以上いるということで、多分市町村のニーズ調査はまさに子育てをしている方々を対象にされているのではないかと思います。

興味があるのは、子育て中の方々の結果と県政モニターの結果を比較すると、多分実際に子育てしている方と客観的に見ている方々の違いが出てきて、客観的に見ている方々が、なかなか達成しているのではないとか、ここは非常に重要だと思っていることが、実際に子育てをしている方々にとっては違う意見となったり。私はこの補完ではないのかな、比較なのかなということで、できれば県政モニターと同じように県全体の子育て真っ最中の方々のアンケート結果が出ていればおもしろいのではないかと思います。

今回示されているような結果をどんな形で市町村ニーズ調査などに補完されるのか、ちょっと聞きたいと思いますので、お願いいたします。

議長 ありがとうございます。子育て中の方と県政モニターとの調査結果の比較、調査というよりもむしろその方々のご意見等がどのように反映されて補完されるのかというようなことです。新しいニーズをどう押さえるかというようなことも含めてのご意見と伺ってよろしいでしょうか。事務局の説明をお願いします。

事務局 ただいまのご意見ですが、まず市町村のニーズ調査は、子育て真っ最中の方たち、就業前の子供さんをお持ちの家庭、それから就業中、小学生の皆さんの保護者の方々を対象にアンケート調査をしております。ですから、父母の就労状況や子育て支援サービ

スの利用状況、施策への意見などを求める調査の内容になっております。

そして、県政モニターにつきましては、対象の年齢もぐっと高くなるということはありませんけれども、仕事と子育ての両立であるとか、晩婚化や晩産化、そういったところも含めて違った視点から調査を行い、その結果も子育て支援対策に反映できるところはしていこうという意味で、補完的に計画に活かしていくとしています。

議長 ありがとうございます。市町村の実施している調査においては当事者を対象に、そして県の調査においては一般方々を対象にして、その両方の結果を計画に反映していくということになるかと思えます。ほかにご質問はありますか。

委員 アンケート調査の間26で環境や教育に特別な支援を必要とする子供やその家族に対する支援体制の整備という項目がありますが、重要度がやはりかなり高い数字になっています。

それで、先ほど説明をいただきました資料の1の3の中に、やはり、障害のある幼児を障害の種類・程度に応じて適切に受け入れるため、幼稚園の教育内容、職員の編制とか設備というものを促進するとあります。保育園には、そういった子供さんたちが通ってきていますが、現在、入園時における確認というものができていない状況です。できましたら、入園時のときにある程度、お子さんの状況が分かるようなシステムがあると、早期の対応が可能となり、十分な対処ができるように思いますので、できましたら県の支援策の中にそういう形での支援といいいますか、試みがあればと思います。

議長 ありがとうございます。今回の調査の結果でも健康に関する項目において保健師さんたちのお仕事が大変成果が上がっているような結果が出ておりますが、それは乳幼児検診と大きく関わっているでしょうから、そのことについてご意見をいただきたいと思えます。

関係課 今のご意見にお答えします。市町村で行っている乳幼児健診のときに、家庭のお子さんもいらっしゃるし、もう既に保育園などに入園されているお子さんもいらっしゃる。そういう中で市町村のある場所、例えば公民館であるとか、そういう場所を使っただけの健診になりますので、本当に一時的なその場面しか見られないという状況ですが、そういう中でも子供さんの様子を見ながら、動きが激しかったり、じっとしていなかったり、それから泣いたりとか、ちょっと様子がおかしかったり、目と目が合わなかったりとかいう場合がありますと、その後、別な機会で子供さんの様子を見るということも各市町村では健康相談を設けながら支援をしているところです。

就園後には、家庭でいたときの生活と違って、集団行動などに適応できないお子さんが出てきますが、それを入園前にチェックするというのは、非常に難しいのでは考え、県では2年前から子供発達支援モデル事業ということで、各市町村の保健師と、それから保健所の保健師が園に出向いてお子様の様子を観察させていただきながら、お母さんの日ごろの子育ての中の悩み等も聞きながらサポートするようなシステムをモデル的に実施しています。しかしこれはまだ各保健所単位に1カ所ずつのモデル事業で、今後対象園を広げて支援を進めていきたいと思っています。また、入園したときに園長先生を初め、保育士の先生、それから市町村の保健師さんがお子様の支援ということで独自の検討会などを持っている園もありますので、そのような体制に助力していきたいと思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。特にたくさんのお子さんをみている保育士や保育者はその中の1人に関わっているとほかの子供たちが見られなかったり、けがが多かったりというようなことがあります。対処方法なども実態を考えると難しい問題がたくさんあるかとおもいますが、ぜひその辺につきましても、今の回答にもございましたような形で計画の中に適切に盛り込んでいただけますようお願いしたいと思います。

次に今後のスケジュールについて事務局からご説明を伺いたいと思います。

事務局 それでは、お手元の資料の3をごらんいただきたいと思います。

今後のスケジュールですが、まず下の欄にあります市町村の行動計画策定作業というところをごらんください。各市町村はそれぞれ実施しましたニーズ調査を現在集計中でございます。3月末をめどにその結果を県に報告をすることとなっておりますが、さらに4月から6月にかけてその結果をもとに各種子育て支援サービスに必要な事業量をまとめまして県に報告をしていただくこととなっております。そして市町村も来年度末までに後期計画を策定するというふうな運びになります。

次に、上の欄にあります県の行動計画の策定作業についてですが、県では市町村から報告されますサービスの供給量を積み上げまして、9月末ごろまでに県全体の数値目標ですとか、あと実施年度について検討をいたしまして、計画の骨子、素案を作成していきます。その後、最終案を作成し、12月末から1月ころにかけて、パブリックコメントにかけて来年度末までに後期計画を公表していく予定となっております。

次に子育て支援プランの推進協議会についてでございます。この本協議会は来年度は3回程度の開催を予定しております。1回目は計画の骨子案ができた時点で、2回目は計画案ができた時点で、それから3回目は計画の最終案ができた時点ということで、それぞれ

委員の皆様からまたご意見をいただきながら進めていきたいと考えております。

なお、委員の任期ですが、委員の皆様には19年9月5日から2年間という任期でお願いがしてございます。ですから、開催時期によりますが、1回目もしくは2回目の協議会の際に改選、委嘱換えになるかと考えております。また、来年度の改選には一般公募の委員を若干名加える予定でございます。以上、スケジュールの説明でございます。

議長 ありがとうございます。その他、事務局でご用意の議題がございましたらお願いいたします。

特にないそうでございます。それでは、来年度は市町村が行った地域ニーズ調査の結果や本日協議した内容などをもとに後期行動計画を策定していくわけでございますけれども、策定に向けまして委員の皆様方も今後ご提案がございましたら、どしどし県のほうにご連絡をいただいて、また県もそれをよろしくまとめていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして議事を終了させていただいて、議長の任を解かせていただきます。どうもありがとうございます。

司会 会長さん、長時間にわたりお疲れさまでした。また、委員の皆様方には貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

以上をもちまして平成20年度第2回のやまなし子育て支援プラン推進協議会を終了いたします。どうもありがとうございました。